

## 広島県県営林カーボンオフセット・クレジット販売要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、広島県が県営林で取得したカーボンオフセット・クレジットの J-VER 又は J-クレジット (以下「県営林オフセット・クレジット」という。) を、カーボンオフセットに取り組む者へ販売することに関して必要な事項を定める。

### (購入者の募集)

第2条 県営林オフセット・クレジットの購入者 (以下「購入者」という。) の募集は、原則として募集要領を県ホームページへ掲載することにより周知する。

2 前項に規定する募集要領には、県営林オフセット・クレジットの購入に係る申込期間、販売募集量、購入者に与える特典、その他必要な事項を定めるものとする。

### (販売予定単価)

第3条 県営林オフセット・クレジットの販売予定単価は、知事が募集の都度別に定める。

### (購入の申込み)

第4条 県営林オフセット・クレジットの購入を希望する者 (以下「購入希望者」という。) は、様式第1号から第3号に必要な事項を記入の上、窓口への持参又は郵送により、知事に申し込むものとする。

2 知事は、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

### (購入予定者の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査の上、県営林オフセット・クレジットの購入予定者を決定する。ただし、次に掲げる者は購入予定者の対象としないものとする。

- (1) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている法人その他の団体等
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある法人その他の団体等
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした法人その他の団体等
- (4) 法令又は公序良俗に反する法人その他の団体等
- (5) その他本事業の適正な実施ができないと認められる者

2 知事は、購入予定者の決定に係る審査結果について、購入希望者に書面により通知する。

### (見積書)

第6条 前条の規定により購入予定者となった者は、知事が指定する期日までに、

様式第4号による見積書を、窓口への持参又は郵送により、県に提出する。

(購入者の決定)

第7条 知事は、前条の規定により提出された見積書における見積単価が、第3条に規定する販売予定単価以上であった者の中から購入者を決定する。

2 知事は、購入の決定結果について、購入予定者に書面により通知する。

(契約の締結)

第8条 知事は、前条の規定により決定した購入者と契約を締結し、様式第5号から第7号のいずれかによる契約書を作成する。

(売買代金の納付)

第9条 購入者は、県営林オフセット・クレジットの売買代金を、知事が指定する期日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

(県営林オフセット・クレジットの移転)

第10条 知事は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、オフセット・クレジット登録簿の操作により県の保有口座から購入者が保有又は指定する口座へ県営林オフセット・クレジットの移転手続を行うものとする。

2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合には、前項の規定にかかわらず、県がオフセット・クレジット登録簿上の県営林オフセット・クレジットについて無効化を行うものとする。

(裁判管轄)

第11条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、広島県広島市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年10月17日から施行する。

附 則 (平成26年3月10日)

この要領は、平成26年3月10日から施行する。